

1 大分県情報公開条例

- (平成12年12月22日大分県条例第47号)
改正 (平成13年9月28日大分県条例第39号)
改正 (平成13年12月25日大分県条例第45号)
大分県個人情報保護条例附則による改正
改正 (平成14年3月29日大分県条例第3号)
改正 (平成16年3月31日大分県条例第4号)
改正 (平成16年12月20日大分県条例第54号)
労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による改正
改正 (平成17年3月31日大分県条例第4号)
審議会等の整理に伴う関係条例の整備に関する条例による改正
改正 (平成17年3月31日大分県条例第6号)
改正 (平成17年3月31日大分県条例第7号)
大分県個人情報保護条例の一部改正条例附則による改正
改正 (平成18年3月30日大分県条例第8号)
改正 (平成23年3月22日大分県条例第2号)
改正 (平成27年3月25日大分県条例第3号)
改正 (平成27年8月12日大分県条例第32号)
改正 (平成27年12月24日大分県条例第44号)
改正 (平成29年7月3日大分県条例第24号)
大分県個人情報保護条例の一部改正条例附則による改正

目次

前文

第1章 総則 (第1条―第4条)

第2章 公文書の公開 (第5条―第15条)

第3章 審査請求等

第1節 諮問等 (第15条の2―第19条)

第2節 大分県情報公開・個人情報保護審査会 (第20条―第27条)

第4章 情報提供の推進 (第28条・第29条)

第5章 出資法人等及び指定管理者の情報公開の推進 (第30条・第30条の2)

第6章 雑則 (第31条―第36条)

附則

活力に満ちた開かれた県政を実現するためには、公正で透明な県政の推進と県民による県政への参加の促進を図ることが重要であり、情報公開制度は、そのための必要不可欠な制度として機能し、発展してきたところである。

県は、「知る権利」が情報公開の進展に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識するとともに、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしながら、県民がその必要とする県の保有する情報を得られるよう、情報の公開を一層推進していかなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な実施に関し必要な事項を定めることにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた開かれた県政を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人、地方住宅供給公社及び土地開発公社（以下「実施法人」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（実施法人にあつては役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 大分県公文書館、大分県立図書館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存しているもの
- (3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録

3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

4 この条例において「地方公社」とは、次に掲げる法人をいう。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるよう、この条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（ホにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（実施機関が定める警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
 - ニ 当該個人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の規定に基づき知事が調査権等を有する法人（実施法人を除く。）の役員又は職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（ホにおいて「法人役員等職務遂

行情報」という。) であるときは、当該情報のうち、当該役員又は職員の職及び氏名(実施機関が定める法人の役員又は職員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ホ 当該個人が実施機関が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務で実施機関が定める予算科目の予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報を公にしても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないときは、当該情報(公務員等職務遂行情報及び法人役員等職務遂行情報を除く。)のうち、当該個人の役職及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (4) 県の機関(実施法人を含む。以下同じ。)内部若しくは機関相互間又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは地方公社との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 県の機関、国等の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国等、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは国等が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (6) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に、非公開情報とそれ以外の情報とが併せて

記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非公開情報に係る部分を除いた部分について公開しなければならない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、公開請求に係る公文書の全部を公開する場合で、公開請求があった日に公文書を公開するときは、口頭により通知することができる。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の場合において、公文書の一部を公開するとき又は全部を公開しないときは、その理由を付記しなければならない。この場合において、当該公文書に記録されている情報が非公開情報に該当しないこととなる期日が明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 5 実施機関はやむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をするできないときは、その期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。
- 6 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなけれ

ばならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社（県が設立したものに限る。）及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施方法)

第13条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による公文書の公開にあつては、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(事案の移送)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開決定をしたときは、当該実施機関

は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(法令等との調整)

第15条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第13条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第13条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求 に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(実施法人に対する審査請求)

第16条の2 実施法人が行う公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服があるものは、当該実施法人に対し、審査請求をすることができる。

(諮問をした旨の通知)

第17条 第16条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の処理）

- 第19条** 実施機関は、公文書の公開その他のこの条例に定める情報公開の運営について不服のあるものから苦情の申出があった場合は、迅速かつ公正に処理するものとする。
- 2 前項の規定により苦情を処理する場合において、実施機関が必要と認めるときは、大分県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

第2節 大分県情報公開・個人情報保護審査会

（大分県情報公開・個人情報保護審査会）

- 第20条** 次に掲げる事務を行うため、大分県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) この条例の規定によりその権限に属することとされた次に掲げる事務
- イ 第16条第1項の規定により諮問された公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る事項について調査審議すること。
 - ロ 前条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。
- (2) 大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定によりその権限に属することとされた次に掲げる事務
- イ 個人情報保護条例第4条第2号の規定により、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集することについて意見を述べること。
 - ロ 個人情報保護条例第6条第1項第6号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集することについて意見を述べること。
 - ハ 個人情報保護条例第6条第2項第5号の規定により、本人に対し利用目的を明らかにしないことについて意見を述べること。
 - ニ 個人情報保護条例第7条第2項の規定により、目的外利用等について意見を述べること。
 - ホ 個人情報保護条例第8条第2号の規定により、オンライン結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について意見を述べること。
 - ヘ 個人情報保護条例第29条第1項の規定により諮問された開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為（以下「個人情報開示決定等」という。）に係る事項について調査審議すること。
 - ト 個人情報保護条例第32条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。
- (3) 情報公開の運営に関する重要な事項及び個人情報の保護に関する施策その他の重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項の規定によりその権限に属することとされた事務
- 2 審査会は、知事が任命する委員10人以内をもって組織する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、第16条第1項及び個人情報保護条例第29条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、公開決定等又は個人情報開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等又は個人情報開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、第19条第2項又は個人情報保護条例第32条第2項の規定により意見が求められた場合において、第19条第1項又は個人情報保護条例第32条第1項の苦情の申出に関し、苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めること、その知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。

- 2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第23条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒んではならない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付を求められたときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第25条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第26条 審査会は、第16条第1項又は個人情報保護条例第29条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第4章 情報提供の推進

(情報提供の推進)

第28条 実施機関は、公文書の公開を実施するほか、県民が必要とする情報を的確に把握し、その適切かつ有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

(行政資料の積極的収集等)

第29条 実施機関は、県民の求めに応じて正確でわかりやすい情報を迅速に提供するため、刊行物その他の行政資料を積極的に収集し、適正な管理を行うとともに、閲覧のための施設の充実及び行政資料の目録の整備に努め、広く県民の利用に供するものとする。

第5章 出資法人等及び指定管理者の情報公開の推進

(出資法人等の情報公開の推進)

第30条 県が出資等を行う法人で実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その設立目的、業務内容等に応じ、当該出資法人等の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の保有する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者の情報公開の推進)

第30条の2 指定管理者(県が地方自治法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する公の施設の管理に関する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者の保有する公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(適用除外)

第31条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第43号)により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は適用しない。

(公文書の目録の作成)

第32条 実施機関は、公文書を迅速かつ的確に検索することができるよう、公文書の目録を作成して県民の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第33条 知事は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(費用負担)

第34条 第5条の規定による請求又は第24条第1項の規定による写しの交付の求めをして公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第36条 第20条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第15条中公安委員会及び警察本部長に関する部分は、公布の日から起算して1年7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分県情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の大分県情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)第13条第2項の規定により大分県情報公開審査会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に、改正後の条例第19条第2項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 4 改正前の条例に規定する実施機関が管理している公文書については、附則第2項の規定にかかわらず、改正後の条例の規定を適用する。

附 則 (平成13年大分県条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得

した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

○大分県個人情報保護条例

附 則（平成13年大分県条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

（大分県情報公開条例の一部改正）

- 2 大分県情報公開条例の一部を次のように改正する

目次中 「第3章 本人情報の公開（第21条・第22条）
第4章 情報提供の推進（第23条・第24条）
第5章 出資法人等の情報公開の推進（第25条）
第6章 雑則（第26条—第30条）」を

「第3章 情報提供の推進（第21条・第22条）

第4章 出資法人等の情報公開の推進（第23条）に改める。

第5章 雑則（第24条—第28条）」

第3章を削る。

第23条中「及び本人情報の公開」を削り、第4章中同条を第21条とし、第24条を第22条とし、同章を第3章とする。

第5章中第25条を第23条とし、同章を第4章とする。

第6章中第26条を第24条とし、第27条を第25条とし、第28条を第26条とする。

第29条中「又は第21条の規定による申出」を削り、同条を第27条とする。

第30条を第28条とする。

第6章を第5章とする。

（大分県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行前に前項の規定による改正前の大分県情報公開条例第21条の規定によりされた本人情報の公開の申出については、なお従前の例による。

附 則（平成14年大分県条例第3号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年大分県条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大分県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

○労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

附 則（平成16年大分県条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の大分県情報公開条例等の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この条例の施行後は、改正後の大分県情報公開条例等の規定により労働委員会がした処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の大分県情報公開条例等の規定により地方労働委員会に対してされている公文書の公開請求その他の手続は、この条例の施行後は、大分県情報公開条例等の規定により労働委員会に対してされた公文書の公開請求その他の手続とみなす。

○審議会等の整理に伴う関係条例の整備に関する条例

附 則（平成17年大分県条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 大分県個人情報保護条例は、この条例によってまず改正され、次いで大分県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年大分県条例第7号）によって改正されるものとする。
（大分県情報公開審査会、大分県個人情報保護審議会及び大分県本人確認情報保護審議会の廃止並びに大分県情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行前に大分県情報公開審査会、大分県個人情報保護審議会又は大分県本人確認情報保護審議会にされた諮問等でこの条例の施行の際当該諮問等に対する答申等がされていないものはそれぞれ大分県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問等とみなし、当該諮問等について大分県情報公開審査会、大分県個人情報保護審議会又は大分県本人確認情報保護審議会がした調査審議の手続はそれぞれ大分県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
（守秘義務に関する経過措置）
- 4 大分県情報公開審査会、大分県個人情報保護審議会又は大分県本人確認情報保護審議会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第1条から第3条までの規定の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成17年大分県条例第6号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○大分県個人情報保護条例の一部を改正する条例

附 則（平成17年大分県条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4条ただし書の改正規定、第6条第1項の改正規定（同項中第5号を第6号とし、第4号の次に一号を加える部分に限る。）、第7条第2項の改正規定（同項に三号を加える部分に限る。）、第8条、第12条及び第15条第5号の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 略
（大分県情報公開条例の一部改正）
- 3 大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）の一部を次のように改正する。
第20条第1項第2号イ中「第4条ただし書」を「第4条第2号」に改め、同号ロ中

「第6条第1項第5号」を「第6条第1項第6号」に改め、同号ホ中「第8条第2項」を「第8条第2号」に改める。

附 則（平成18年大分県条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中大分県情報公開条例第7条第1号ハの改正規定（「及び日本郵政公社」を削る部分に限る。）及び第2条中大分県個人情報保護条例第15条第2号ハの改正規定（「及び日本郵政公社」を削る部分に限る。）は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の大分県情報公開条例（以下「改正後の情報公開条例」という。）の規定（附則第4項を除く。）は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日（以下「施行日」という。）施行日前に第1条の規定による改正前の大分県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人（以下「病院事業管理者等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、施行日以後は、改正後の情報公開条例の規定により当該病院事業管理者等がした処分その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされている公文書の公開請求その他の手続で病院事業管理者等が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、施行日以後は、改正後の情報公開条例の規定により当該病院事業管理者等に対してなされた公文書の公開請求その他の手続とみなす。

附 則（平成23年大分県条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 大分県道路公社（以下「道路公社」という。）が管理する公文書の公開については、その清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。
- 3 道路公社の清算の終了前に、この条例による改正前の大分県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）の規定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の条例の規定を含む。）により道路公社がした処分その他の行為は、道路公社の清算の終了後は、この条例による改正後の大分県情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為とみなす。
- 4 道路公社の清算の終了の際現に改正前の条例の規定（第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の条例の規定を含む。）により道路公社に対してされている公文書の公開請求その他の手続は、道路公社の清算の終了後は、改正後の条例の規定により知事に対してされた公文書の公開請求その他の手続とみなす。

○独立行政法人通則法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

（平成27年大分県条例第3号）

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条中附則第26項及び第

30項の改正規定は、公布の日から施行する。

○大分県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(平成27年大分県条例第32号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

(経過措置)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第18条第5項の規定によりなお従前の例によることとされた情報提供手数料の額については、なお従前の例による。

○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(平成27年大分県条例第44号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

○大分県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(平成29年大分県条例第24号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大分県情報公開条例の一部改正)

2 大分県情報公開条例(平成12年大分県条例第47号)の一部を次のように改正する。
第7条第1号中「記述等」の下に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。